8．重点施策

みどりの将来像の実現を目指した施策の推進にあたっては、地域における土地利用やみどりの現状を踏まえるとともに、まちづくり関連計画による位置づけに基づく今後の事業展開などを見据え、『重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）』または『重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）』として位置づけた区域における重点的な施策展開を図ります。

また、「緑化重点地区」の緑化推進を管理する指標の一つとして、駅周辺や駅につながる道路などにおける実感できるみどりを管理する『緑視率調査』を実施します。

さらに、市域全体における『協働・共助によるみどりのまちづくり』を着実に推進するための体制や制度などの構築に関する施策をあわせて「重点施策」として重点的に取り組むこととします。

重点施策１　緑化重点地区	重点施策２　保全配慮地区
①寝屋川市駅周辺地区 ②寝屋川公園駅周辺地区	①淀川河川公園周辺地区

重点施策３　実感できるみどりの創出（緑視率調査）	重点施策４　協働・共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり
「緑化重点地区」の緑化推進を管理する指標の一つとして『緑視率調査』を実施	市域全体における『協働・共助によるみどりのまちづくり』を着実に推進するための施策の展開

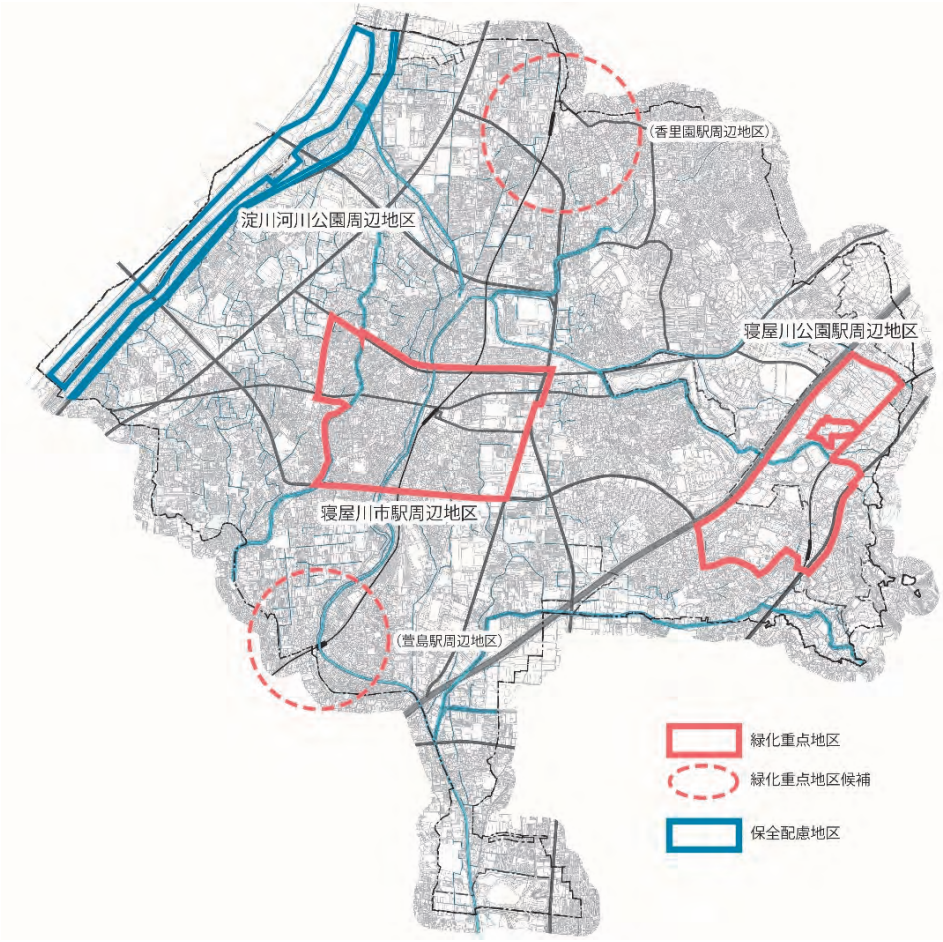

図　緑化重点地区及び保全配慮地区

８－１．緑化重点地区

（１）地区設定の目的

緑化重点地区は、みどりの状況や地域特性を考慮し、緑地の確保や緑化推進の必要性が高い地区を「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として位置づけるものです。

本計画における緑化重点地区は、本市が主体的かつ重点的に進めるみどりの保全や緑化の推進に関する施策とともに、多様な主体によるみどりづくりなどを重点的に推進することを目的として設定します。

（２）地区設定の視点

地区設定の目的を踏まえ、次の視点から「寝屋川市駅周辺地区」と「寝屋川公園駅周辺地区」を緑化重点地区として設定します。

なお、「香里園駅周辺地区」と「萱島駅周辺地区」については緑化重点地区候補地とし、今後、各地区におけるみどりをはじめとするまちづくりの進捗状況などを勘案し、必要に応じて緑化重点地区として設定します。

視点①　まちづくり事業等に伴う新たなみどりの確保が求められる地区

- 「寝屋川市立地適正化計画」における都市機能誘導区域に指定されており、新たな都市施設等の整備などにあわせて新たなみどりの確保が求められる地区。
- 「寝屋川市景観計画」における景観重点地区に指定されており、みどりによる良好な景観形成が求められる地区。
- 都市計画道路事業や土地区画整理事業等が計画もしくは実施されており、これらのプロジェクトの推進にあわせて計画的なみどりの確保が求められる地区。

視点②　都市の核としてのにぎわいの創出・市の顔づくりが求められる地区

- 駅前など、本市の顔としてふさわしい景観形成が求められる地区。
- にぎわいと魅力ある「都市核」の形成が求められる地区。

視点③　みどりが不足する地域であり、みどりの充実が求められる地区

- 密集住宅地区や旧集落地など、みどりが少なく防災面や生活環境の改善に向けたみどりの充実が求められる地区。

（３）緑化推進の方針と具体施策

①寝屋川市駅周辺地区

a)緑化推進の方針

本地区は、「寝屋川市都市計画マスタープラン」や「寝屋川市立地適正化計画」における中心拠点としての位置づけなどを踏まえ、公共施設をはじめとした多様な都市機能の誘導・集約や、都市計画道路対馬江大利線の整備や密集住宅地区の改善を進めることとしています。

また、地区内には寝屋川市駅西側の寝屋川せせらぎ公園や友呂岐緑地など、水辺と一体的に形成される本市を代表するみどりの資源を有するとともに、景観重点地区の指定に基づく都市景観の形成を図ることとしています。

これらのことから、実施中または今後実施される事業の推進に伴う都市基盤整備や都市機能の誘導、または都市景観の形成とあわせた新たなみどりの創出とともに、本地区が有するみどり資源を活用することにより、本市の中心核として水とみどりに包まれた文化性の高い、魅力と活力にあふれた拠点づくりを進めます。

b)重点的に取り組む具体施策

本地区において重点的に取り組む具体施策を示します。

視点①　まちづくり事業等に伴う新たなみどりの充実が求められる地区

番号	具体施策
26	新たなまちづくりとあわせた計画的な緑化
31	主要な幹線道路沿道における景観形成
32	新たな道路整備にあわせた街路樹などの整備

視点②　都市の核としてのにぎわいの創出・市の顔づくりが求められる地区

番号	具体施策
15	市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実
16	鉄道駅周辺の景観重点地区における景観形成
25	公開性の高い地域のみどりのシンボルの創出
34	歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成
36	親水空間の活用
37	主要な河川等におけるみどりの保全・創出
56	みどりのプロジェクトの推進

視点③　みどりが不足する地域であり、みどりの充実が求められる地区

番号	具体施策
8	「（仮称）寝屋川市における都市公園（住区基幹公園等）のあり方」の検討
9	協働による都市公園の計画づくり
12	都市公園の再整備
13	地域ニーズに応じた都市公園の管理運営
17	地域のモデルとなる先導的な緑化
18	地域活動拠点としての学校敷地等の活用
27	まちなかに広げる民有地のみどり
28	身近なみどりとのふれあいの場の創出
39	身近な道路沿道の緑化

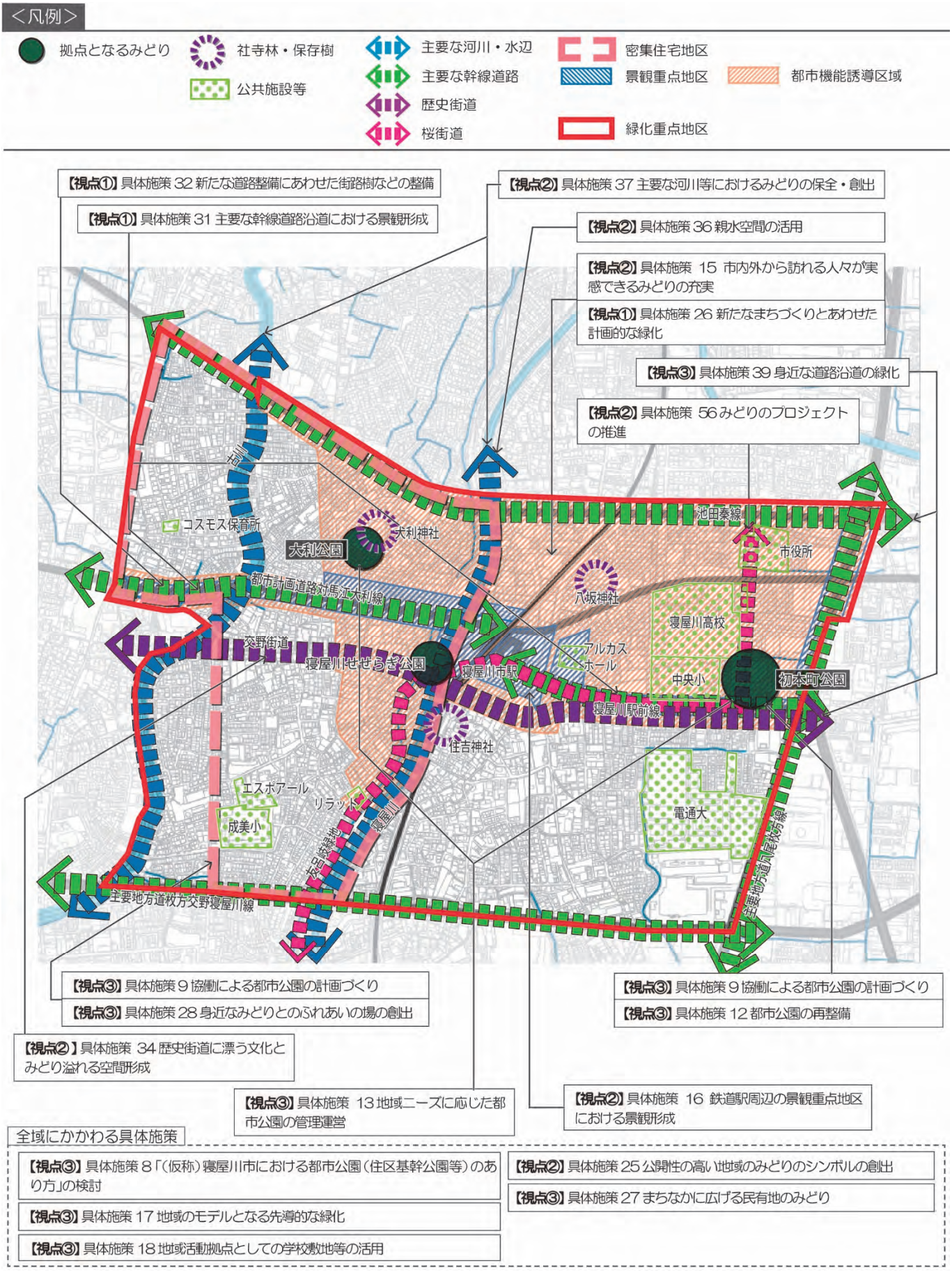

図　重点的に取り組む具体施策（寝屋川市駅周辺地区）

②寝屋川公園駅周辺地区

a)緑化推進の方針

本地区は、「寝屋川市都市計画マスタープラン」等の位置づけを踏まえ、多様な都市機能の誘導・集約を図るため、打上高塚町土地区画整理事業や都市計画道路東寝屋川駅前線（「寝屋川公園駅前線」に改称予定。）の整備、第四中学校区における施設一体型の小中一貫校建設に伴う公共施設再編などを進めることとしています。

また、地区内には平成９年（1997 年）のなみはや国体会場でも利用された府営寝屋川公園が整備されており、自然や歴史文化などの多様な機能を備えた大規模公園として多くの方々が利用するなど、東部地域のシンボルとなっています。

更に、「寝屋川市景観計画」においては、生駒やまなみ緑地軸他３地区が景観重点地区に指定されており、生駒山系を意識した景観を形成する中で、自然環境や歴史文化との調和とともに暮らしの拠点としての景観形成を目指しています。

これらのことから、寝屋川公園駅周辺の計画的なまちづくりを推進する中で、東部地域のシンボルである府営寝屋川公園の更なる利活用の促進や公園施設等の再整備の可能性などについて大阪府との協議を進めるなど、寝屋川公園をはじめとする駅周辺の地域の活性化及びにぎわい創出とあわせて、地区全体におけるみどりの取組を進めます。

b)重点的に取り組む具体施策

本地区において重点的に取り組む具体施策を示します。

視点①　まちづくり事業等に伴う新たなみどりの充実が求められる地区

番号	具体施策
7	都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整
10	計画的かつ効果的な都市公園の整備
26	新たなまちづくりとあわせた計画的な緑化
31	主要な幹線道路沿道における景観形成
32	新たな道路整備にあわせた街路樹などの整備

視点②　都市の核としてのにぎわいの創出・市の顔づくりが求められる地区

番号	具体施策
4	大規模公園の戦略的なマネジメント
5	公園協議会などによる管理運営
6	大規模公園のリニューアル
15	市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実
16	鉄道駅周辺の景観重点地区における景観形成
20	生駒やまなみ緑地軸景観重点地区における景観形成
34	歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成
37	主要な河川等におけるみどりの保全・創出
56	みどりのプロジェクトの推進

視点③　みどりが不足する地域であり、みどりの充実が求められる地区

番号	具体施策
17	地域のモデルとなる先導的な緑化
18	地域活動拠点としての学校敷地等の活用
27	まちなかに広げる民有地のみどり
28	身近なみどりとのふれあいの場の創出
39	身近な道路沿道の緑化

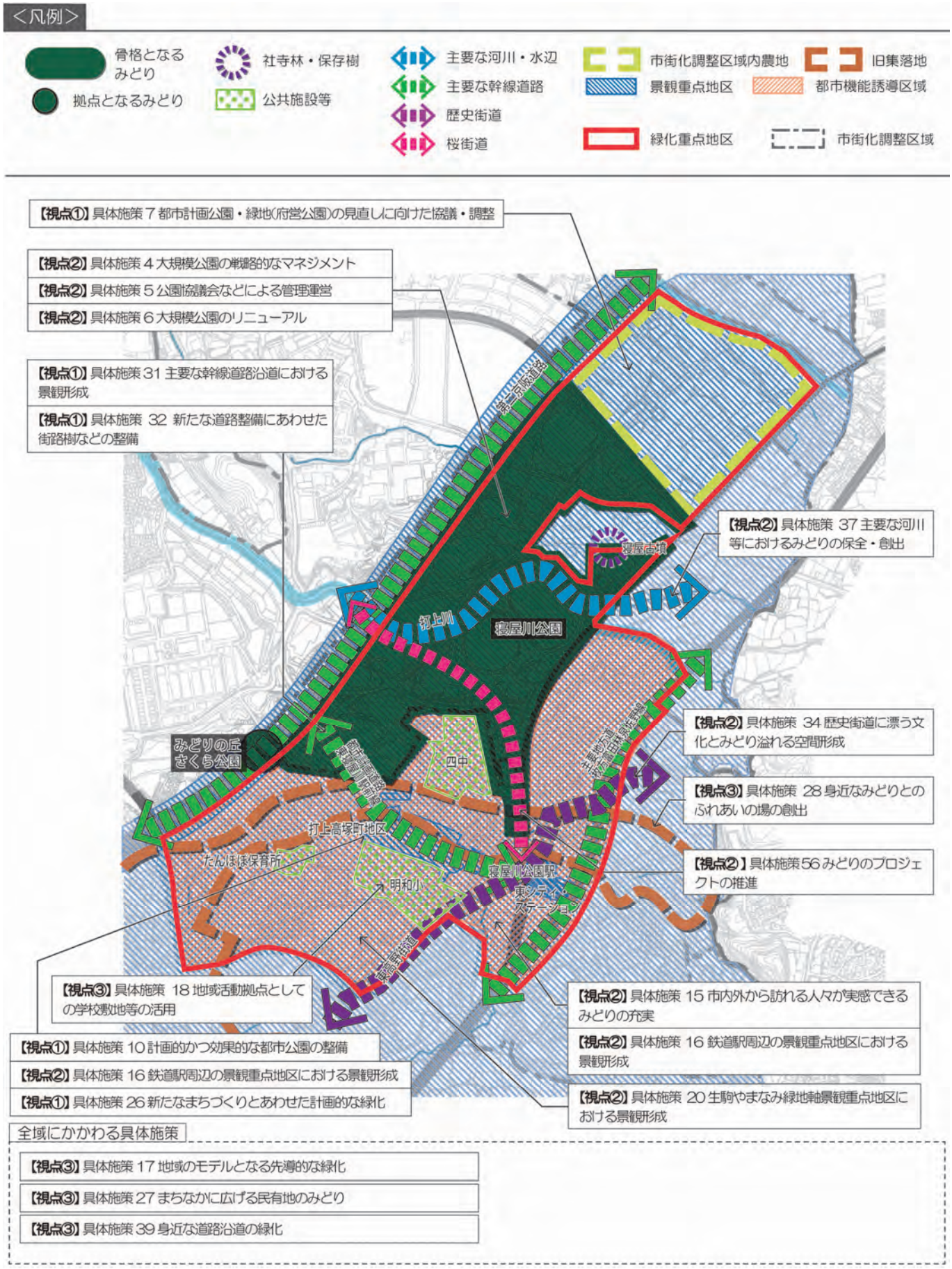

図　重点的に取り組む具体施策（寝屋川公園駅周辺地区）

■寝屋川市駅周辺地区

寝屋川せせらぎ公園

寝屋川駅前線

アルカスホール

友呂岐緑地のたこ遊具

■寝屋川公園駅周辺地区

寝屋川公園

みはらし公園

東寝屋川駅前線（整備イメージ）

寝屋川公園駅前

８－２．保全配慮地区

（１）地区設定の目的

保全配慮地区は、特有の生態系を保全する必要のある地区や、自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要のある地区など、「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として位置づけるものです。

本計画における保全配慮地区は、大規模な自然環境が広がるとともに、生物の生息・生育環境の保全や改善が求められる地区、または特徴的な景観を有するみどりや民間開発などによるみどりの減少が懸念される地区の保全を目的として設定します。

（２）地区設定の視点

地区設定の目的を踏まえ、次の視点から「淀川河川公園周辺地区」を保全配慮地区として設定します。

視点①　協働による保全活動等の展開が求められる地区

・これまでに市民等による環境保全活動や協働による親水空間や公園等の整備に関する取組が実施されており、今後の発展とともに、全市的な活動展開へ向けたモデルとなる取組が実施されている地区。

視点②　貴重種などの生物の生息・生育環境としての保全が求められる地区

・「大阪府レッドリスト 2014」における生物多様性ホットスポットなど、貴重種の生息・生育環境としての保全が必要な地区。

視点③　水辺や歴史文化などの特徴的な景観を形成するみどりの保全が求められる地区

・淀川や寝屋川などの水辺環境や、歴史街道や文化と歴史のみちなどで見られる歴史文化漂うまちなみなど、本市の特徴的な景観を形成するみどりの保全が求められる地区。

（３）緑地保全の方針と具体施策

①淀川河川公園周辺地区

a)緑地保全の方針

本地区は、動植物の生息・生育環境である水とみどりを有する自然環境として、市域最大面積を有しており、淀川ワンド群は「大阪府レッドリスト 2014」に掲載される生物多様性ホットスポットにも指定されています。

これらの自然環境の維持、保全を図るため、淀川河川公園中流左岸域地域協議会や点野水辺づくりワークショップなどにおける検討が進められており、これまでのレクリエーション利用を継続しつつも、ワンドの再生工事とその後の利活用を促進する中で、多様な主体の利用との調和を図るための管理運営や環境学習の場などとして活用する取組を推進しています。

また、淀川と並行して流れる幹線水路は、市内でも有数の桜の名所として多くの市民に親しまれており、淀川河川軸景観重点地区の指定と相まって、淀川の開けた眺望の確保や一体性等に配慮した景観づくりに取り組んでいます。

これらのことから、「新寝屋川八景」にも指定されている淀川河川公園を中心とした広大な自然環境を保全するとともに、自然とのふれあいを促進するなど多様な主体による管理運営を進めます。

b)重点的に取り組む具体施策

本地区において重点的に取り組む具体施策を示します。

視点①　協働による保全活動等の展開が求められる地区

番号	具体施策
2	淀川河川公園を活用したみどりの取組の促進

視点 2　貴重種などの生物の生息・生育環境としての保全が求められる地区

番号	具体施策
1	ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生
36	親水空間の活用
38	水環境の保全に向けた調査・研究
42	生態的回廊空間の保全

視点 3　水辺や歴史文化などの特徴的な景観を形成するみどりの保全が求められる地区

番号	具体施策
3	淀川周辺の自然・歴史文化資源と一体となった景観形成
19	歴史文化資源と調和した地域のシンボルとなる樹木などの保全
34	歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成
37	主要な河川等におけるみどりの保全・創出

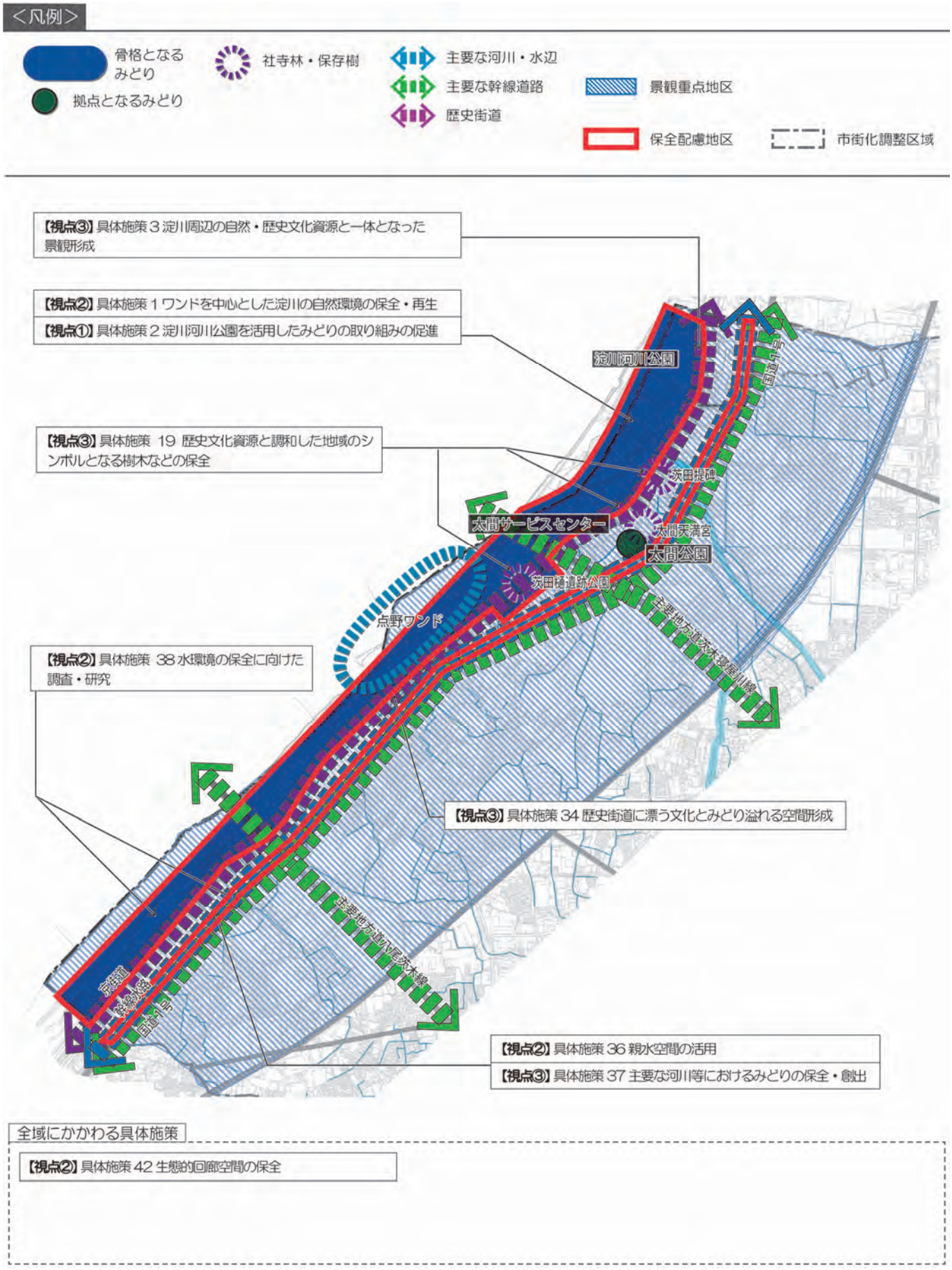

図　重点的に取り組む具体施策（淀川河川公園周辺地区）

８－３．実感できるみどりの創出（緑視率調査）

（１）緑視率調査の目的

本計画では、「寝屋川市駅周辺地区」及び「寝屋川公園駅周辺地区」を緑化重点地区として設定し、本市が主体的かつ重点的に進めるみどりの保全や緑化の推進などにより、本市の顔としてのみどり溢れる景観形成を図ることとしています。

このため、市内外から訪れる人々が実感できるみどりの目標指標として、人々が見る風景の中に含まれるみどりの割合を算出する「緑視率」を設定し、緑化重点地区における継続的な調査を行うこととします。

（２）重点的に取り組む具体施策

本項目において重点的に取り組む具体施策を示します。

番号	具体施策
15	市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実

（３）緑視率の算出方法及び調査地点選定の考え方

「緑視率調査ガイドライン（大阪府、平成 25 年（2013 年）８月）」に基づき、次の算出方法や調査地点選定の考え方により緑視率を算定します。

■緑視率の算出方法

直接視覚で認識できる樹木（幹、枝等も含む）や草地、壁面緑化、芝生などの緑を対象とし、人の視界における緑の多さを計る割合であり、造花や緑色で着色された人工物は対象とはしません。

＜算出方法＞

緑視率＝（緑の面積）÷（撮影範囲）

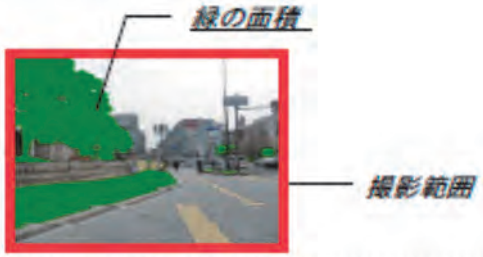

■調査地点選定の考え方

＜緑視率測定場所・撮影地点選定の考え方・評価方法＞

① 今後緑化の促進が求められる場所を選定

多くの人が集う場所など、緑化を促進することにより“みどりを実感できる場所”、また今後の緑化活動により改善が見込める場所、改善の余地がある場所を選定します。

② “みどりを実感できる場所”として継続的に評価できる撮影地点を設定

①で設定した測定場所について継続的に緑化状況を評価するため、市民目線でわかりやすく観察できる撮影地点を設定します。

③ 評価の方法及び時期

- 各撮影地点（視点）の緑視率の平均値をその場所の緑視率として評価するのではなく、評価したい方向の緑化状況（緑視率）を明確にした上で、撮影地点（視点）と方向を設定し、評価します。
- 評価時期については、過去の研究論文や学識者ヒアリング等から６、７月を基本としつつ、本市が取り組むグリーンカーテンが育つ８月を含めた時期に実施します。

８－４．協働・共助によるみどりのまちづくりの仕組みづくり

「協働・共助によるみどりのまちづくり」を着実に進めるためには、市民等のみなさんがみどりへの関心を高め、身近なみどりの存在を認識しつつ、自らがみどりと接する機会を増やすことにより、みどりへの理解を深めることが求められます。

そのためには、本市におけるみどりのまちづくりの方向性を周知するとともに、樹木や草花の育成方法などについて気軽に相談できる仕組みの構築、及び緑化技術や知識を習得できる学習機会を提供することが重要です。

また、個人が行う取組を継続しつつ、公園や道路、河川などの公共施設や民有地などを活用した地域協働協議会、自治会、市民活動団体などによる地域の取組へと発展させるためには、活動場所や内容の充実、または地域とのつながりの拡大など、協働によるみどりの取組を通じて、市民生活における新たな目的や意義を創出することが重要です。

更に、これらの取組を一層促進させるためには、多様な主体における情報の共有やイベント等を通じた連携の強化など、協働による取組を更に促進する新たな仕組みづくりが求められます。

これらのことを踏まえ、「協働・共助によるみどりのまちづくり」の実現にあたっては、次に掲げる視点を踏まえ、重点的に取り組むべき具体施策を推進します。

【視点 1】みどりへの関心を高めるきっかけを提供する

【視点 2】みどりの取組を促進する

【視点 3】みどりのプラットホームを構築する

【視点 1】みどりへの関心を高めるきっかけを提供する

a)取組方針

市民等のみなさんがみどりへの関心や理解を深めるため、普及・啓発パンフレットの発行や学校図書館への配架、広報やホームページなどを活用し、みどりに関する様々な情報を発信・共有するとともに、「みどりのシンポジウム」等の啓発イベントを実施します。

また、みどりの育成方法や緑化技術などに関する身近な相談窓口となる「みどりの相談所」の設置とあわせて、市民等におけるみどりとのふれあいや緑化技術、知識を習得する機会を創出するため、市民緑化教室の開催や学校における出前講座の活用を促進することなどにより、みどりに関する学習機会を提供します。

b)重点的に取り組む具体施策

視点１に基づいて重点的に取り組む具体施策を示します。

番号	具体施策
45	みどりの相談窓口の設置
49	みどりの取組へのきっかけづくり
54	啓発イベント等の実施
55	情報の発信・共有

【視点 2】みどりの取組を促進する

a)取組方針

各個人が行う取組の促進とともに、地域協働協議会や自治会、市民活動団体などの協働の取組への発展を目指して、新たな組織の立ち上げ支援をはじめ、活動目的や熟練度に応じた既存組織の取組事例などの情報を提供するため、「みどりの相談所」の役割を充実します。

また、公園や道路、河川などの公共施設や、市民等との協定に基づく民有地などを活用した新たな取組場所を確保するなど、既存組織の活動範囲の拡大や新たな組織の活動場所の提供に努めます。

さらに、協働の取組を一層促進するため、専門家として「みどりのコーディネーター」を育成・登録する制度や緑化顕彰制度、及び協働組織を登録する制度の創設など、きめ細やかな施策を展開します。

b)重点的に取り組む具体施策

視点２に基づいて重点的に取り組む具体施策を示します。

番号	具体施策
45	みどりの相談窓口の設置
50	みどりの専門家の育成
51	みどりの取組場所の確保
52	資機材等の提供
53	技術的な支援
55	情報の発信・共有

【視点 3】みどりのプラットホームを構築する

a)取組方針

近年のまちづくりにおいては、環境問題や少子高齢化をはじめとする社会情勢の急速な変化に対応した都市機能の高度化や都市居住環境の向上を図るため、エリアマネジメントの視点から、まちの活性化に向けた新たな公共貢献活動が注目されています。

しかし、自治会や市民活動団体などにおける高齢化や担い手不足なども懸念されており、今後の活動継続が困難となるケースも見られます。

みどりに関する取組においても、協働の取組を継続、発展させるためには、各協働組織間における様々な情報交換や意識の共有、またはイベント等を通じた連携など、市民・事業者・学校・行政の多様な主体の連携強化を図るための新たな仕組みづくりが求められます。

ついては、これらの枠組みを「みどりのプラットホーム」として構築した上で、みどりの活動に関わる全ての方々の参画促進に努め、参画者全員で新たな仕組みづくりや活動を推進します。

b)重点的に取り組む具体施策

視点３に基づいて重点的に取り組む具体施策を示します。

番号	具体施策
44	協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築